

鹿屋市文書規程の一部を改正する訓令

鹿屋市文書規程（平成18年鹿屋市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1第7の項の一から三までを次のように改める。

一 条例を新たに制定する場合（地方自治法第96条第1項第1号）

議案第〇号

〇〇条例の制定について

〇〇条例を次のように制定する。

〇〇〇年〇月〇日提出

鹿屋市長 氏 名

（ア）

〇〇条例

（条例案）

（提案理由）

備考 （ア）市長名と題名又は議案の本文との間を2行空けること。提案理由は議案の本文との間を1行空けること。以下議案において同じ。

二 条例の一部又は全部を改正する場合（地方自治法第96条第1項第1号）

議案第〇号

〇〇条例の一部（全部）改正について

〇〇条例の一部（全部）を次のように改正する。

〇〇〇年〇月〇日提出

鹿屋市長 氏 名

〇〇条例の一部を改正する条例

（条例案）

（提案理由）

備考 全部改正の場合は、〇〇条例の全部を改正する条例としないで、新制定の場合と同様〇〇条例でよい。

三 条例を廃止する場合（地方自治法第96条第1項第1号）

議案第〇号

〇〇条例の廃止について

〇〇条例を次のように廃止する。

〇〇〇年〇月〇日提出

鹿屋市長 氏 名

〇〇条例を廃止する条例

〇〇条例（〇〇〇年鹿屋市条例第〇号）は、廃止する。

附 則

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

（提案理由）

別表第1第7の項の十四及び十五を次のように改める。

十四 専決処分の承認を求める場合（地方自治法第179条第1項による場合）

議案第〇号

〇〇の専決処分の承認について

〇〇について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

〇〇〇年〇月〇日提出

鹿屋市長 氏 名

備考 別紙として、次の専決文を添付する。

専決第〇号

〇〇の専決処分について

〇〇について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

〇〇〇年〇月〇日

鹿屋市長 氏 名

（専決処分した内容）

（専決処分の理由）

十五 専決処分の報告の場合（地方自治法第180条第1項による場合）

報告第〇号

〇〇の専決処分について

〇〇について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

〇〇〇年〇月〇日提出

鹿屋市長 氏 名

備考 別紙として、次の専決文を添付する。

専決第〇号

〇〇の専決処分について

〇〇について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

〇〇〇年〇月〇日

鹿屋市長 氏 名

（専決処分した内容）

（専決処分の理由）

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。